平成２６年（フ）第６６号
山口県下関市川中本町１丁目12番16号、住民票上の住所福岡県春日市大谷８丁目94番地１フローライン大谷Ｃ―201号
債務者　飽田　克代
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
愛媛県西条市大町377番地４　篠原アパート202号、前住所愛媛県西条市喜多台488番地７
債務者　石野　美幸（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６１号
愛媛県新居浜市萩生131番地の46
債務者　南　　安男
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５２号
福岡県飯塚市楽市455番地１　エクセレントハイム楽市Ｂ103
債務者　田村　隆子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１６号
福岡県宮若市上大隈450番地100　市営あけぼの団地257号、申立時の住所福岡県宮若市磯光429番地
債務者　松ケ野千鶴子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２７号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多124番地
債務者　中島　　悟
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２５６号
熊本市中央区桜町１番28―703号　桜町センタービル、前住所熊本市北区龍田１丁目13番１号　モイセスホワイトリバー101号
債務者　宮村　富一
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７号
宮崎市大塚町小原田2110番地７
債務者　井川　友美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目14番２号
債務者　竹下　建夫
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番１―605号
債務者　橋本由香里
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目31番６号　福山ビル403号
債務者　中山　裕美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９７号
兵庫県伊丹市西野５丁目305番地　県住西野高層203号
債務者　井上鉄筋こと　井上　辰則
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目17番８号　ビバラージヒル２階
債務者　青江真祐美
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
兵庫県宝塚市高司２丁目10番17号　コトブキ103号
債務者　河南　博明
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
広島県呉市阿賀中央３丁目12番７―505号
債務者　海本　時子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第７６号
広島県呉市音戸町田原２丁目17番５号
債務者　大住田鶴子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３９号
徳島県鳴門市大津町吉永161番地　八弘マンションＡ102号、旧住所徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島1418番地１
債務者　杉友　善弘
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで　徳島地方裁判所民事部